

訪問型サービス（独自）サービスコード表（令和6年4月改訂）

サービスコード		名称	内容	単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス1 1日割		1176単位	日割の場合	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス1 2		(2) 1週に2回程度の場合	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス1 2日割		2349単位	日割の場合	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス1 3日割		3727単位	日割の場合	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		179
A2	2621	訪問型独自サービス2 3		(二) 所要時間45分以上の場合	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1日割		日割の場合	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		(2) 1週に2回程度の場合	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2日割		日割の場合	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3日割		日割の場合	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3		(二) 所要時間45分以上の場合	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1日につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の10%加算		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算	1回につき	

訪問型サービス（独自）サービスコード表（令和6年4月改訂）

サービスコード		名称	内容	単位数	算定単位
種類	項目				
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50	月1回程度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス等特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービス等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算	

※ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ、特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、ベースアップ等支援加算は、令和6年5月31日までの算定。

訪問型サービスA サービスコード表（令和6年4月改訂）

サービスコード		名称	内容	単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1121	訪問型独自サービス／2 1 1	1週に1回程度の場合 ※1月の提供回数が4回を超える場合	953	1月につき
A2	1221	訪問型独自サービス／2 1 2	1週に2回程度の場合 ※1月の提供回数が8回を超える場合	1,877	1月につき
A2	1331	訪問型独自サービス／2 1 3	1週に2回を超える程度の場合 ※1月の提供回数が12回を超える場合	2,820	1月につき
A2	2521	訪問型独自サービス／2 2 2（※1）	生活援助が中心である場合	217	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	初回加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ（※2）	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 137/1000	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ（※2）	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 100/1000	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ（※2）	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 55/1000	
A2	6278	訪問型独自サービス等特定処遇改善加算Ⅰ（※2）	（4）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000	
A2	6279	訪問型独自サービス等特定処遇改善加算Ⅱ（※2）	（5）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000	
A2	6281	訪問型独自サービス等ベースアップ等支援加算（※2）	（6）介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000	

（※1）原則として、この単価×回数で算定する。ただし、1月の提供回数が規定回数を超える場合には、1121（953単位/月）、1221（1,877単位/月）又は1331（2,820単位/月）を算定する。

（※2）令和6年5月31日までの算定

通所型サービス（独自）サービスコード表（令和6年4月改訂）

サービスコード		名称	内容	単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	1111	通所型独自サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1 1798単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス1 1日割		日割の場合	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス1 2		事業対象者・要支援2 3621単位	3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス1 2日割			日割の場合	119
A6	1113	通所型独自サービス2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで 事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス2 2		447		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1 日割の場合	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1日割		-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2		事業対象者・要支援2	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2日割		日割の場合	-1	1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2 2		-4		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算1 1	業務継続計画未策定減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1 日割の場合	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算1 1日割		-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算1 2		事業対象者・要支援2	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算1 2日割		日割の場合	-1	1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算2 2		-4		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算	1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算	1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		-752		
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3	ロ 1月当たりの回数を定める場合	-94	1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算 (1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算	480		

サービスコード		名称	内容	単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援 1	88	1月につき
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2		事業対象者・要支援 2	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1		事業対象者・要支援 1	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2		事業対象者・要支援 2	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1		事業対象者・要支援 1	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2		事業対象者・要支援 2	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算 (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回を限度) (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回を限度)		20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の591000加算 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の431000加算 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の23/1000加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ				
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ				
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の12/1000加算 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の10/1000加算			
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ				
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000加算	

※ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ、特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、ベースアップ等支援加算は、令和6年5月31日までの算定。

定員超過の場合

サービスコード		名称	内容	単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	1798単位	1259	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超		59単位			定員超過の場合 ×70%
A6	8011	通所型独自サービス12・定超	事業対象者・要支援2	3621単位	2535	1月につき	
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超		119単位	83	1日につき	
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで 事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	436単位	305	1回につき	
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		447単位	313		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		名称	内容	単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	1798単位	1259	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠		59単位			看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠	事業対象者・要支援2	3621単位	2535	1月につき	
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠		119単位	83	1日につき	
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで 事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	436単位	305	1回につき	
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		447単位	313		

通所型サービスAサービスコード表（令和6年4月改訂）

サービスコード		名称	内容	単位数	算定単位
種類	項目				
A6	1211	通所型独自サービス／211	事業対象者（週1回程度）又は要支援1	1,180	1月につき
A6	1221	通所型独自サービス／212	事業対象者（週2回程度）又は要支援2	2,416	1月につき
A6	1213	通所型独自サービス／221（※1）	事業対象者（週1回程度）又は要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	271	1回につき
A6	1223	通所型独自サービス／222（※2）	事業対象者（週2回程度）又は要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	278	
A6	6100	通所型独自サービス介護職員処遇改善加算Ⅰ（※3）	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 59/1000	1月につき
A6	6110	通所型独自サービス介護職員処遇改善加算Ⅱ（※3）	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 43/1000	
A6	6111	通所型独自サービス介護職員処遇改善加算Ⅲ（※3）	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 23/1000	
A6	6119	通所型独自サービス介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（※3）	（4）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 10/1000	
A6	6114	独自型サービス介護職員等ベースアップ等支援加算（※3）	（5）介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000	

（※1） 事業対象者（週1回程度）又は要支援1の者は、この単価×回数で算定する。ただし、提供回数が4回／月を超える場合は、1211（1,180単位／月）で算定する。

（※2） 事業対象者（週2回程度）又は要支援2の者は、この単価×回数で算定する。ただし、提供回数が8回／月を超える場合は、1221（2,416単位／月）で算定する。

（※3） 令和6年5月31日までの算定

介護予防ケアマネジメントサービスコード表（令和6年4月改訂）

サービスコード		名称	内容	単位数	算定単位
種類	項目				
AF	2111	介護予防ケアマネジメント		442	1月につき
AF	2112	介護予防ケアマネジメント・虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	438	
AF	4001	介護予防ケア初回加算		300	
AF	6132	介護予防ケアマネジメント委託連携加算		300	